常勤役員報酬・退職金規程

社団法人 日本玩具協会

(目的)

第1条 この規程は、定款第16条に規定する常勤役員(当会の事務所に在勤することを常態とする理事で、他法人の役職に就き当該法人から給与・報酬を受けている者を除く。) の報酬並びに退職金等の支給について定めることを目的とする。

(報酬の区分)

第2条 報酬は、月俸及び通勤交通費とする。

(報酬の決定)

第3条 報酬の額は、会長が理事会の同意を得て決定する。ただし、月俸の額は理事、監事に あっては80万円以上100万円以内とし、役付理事にあっては85万円以上110万 円以内とする。

(通勤交通費)

第4条 通勤交通費は、本会が定める合理的経路により公共交通機関を利用した場合の、定期 乗車券相当額を税法に定める非課税限度額を限度として支給する。

(報酬の支給)

- 第5条 報酬は、原則として職員給与の支給日に支給する。
 - 2 前項の支給方法は、原則として本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む ものとする。

(賞与の不支給)

第6条 役員には賞与を支給しない。

(退職手当)

- 第7条 常勤役員が退職し、死亡し又は解任されたときには、退職手当を本人に、死亡したときにはその遺族に支給する。ただし、定款第15条第1項第2号の決定により解任された役員には退職手当を支給しない。
 - 2 退職手当の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその役員の月俸に100分の10を乗じて得た金額とする。
 - 3 任期満了の日又はその翌日において同一役職或いは別の役職についたときは引き続き 在職したものとみなし、退職手当の支給はしない。

(特別功労金)

- 第8条 就任期間が2期以上であって、在任中特別な功労があったと認められ、かつ、理事会の承認を得たときは、特別功労金を支給することができる。
 - 2 前項の最高限度額は、退職手当の額の30%を超えないものとする。

(在職期間の計算)

第9条 第6条の在職期間は常勤役員として在任した月数とし、在任期間のうち1月に満たな い日数は切り捨てるものとする。

(改訂)

第10条 この規程は、理事会の議決により改定することが出来る。

(附則)

第11条 この規程は平成14年9月1日から施行する。